

ご存じですか？
道路法第 24 条

道路管理者(区)以外が区道で道路工事を行う場合は、工事の承認を必要とします。

例：建築工事や駐車場の新設に伴う歩道の切下げ、
ガードパイプ・街路灯・街路樹の撤去・移設等



この工事は、道路管理者の承認を受けて行う工事です。
不明瞭なことがありましたら、
窓口でお気軽にご相談ください。

電 話

窓口相談前に各地区総合支所まちづくり課の担当者に電話して、相談日を決めてください。

窓口相談

内容がわかる図面や工事場所の状況がわかる写真等を持参してご相談ください。

申請書提出

自費工事承認申請書を作成し、正副 2 部を提出してください。
提出は原則工事開始予定日より 2～3 週間前にお願いします。
※審査に 2 週間程度の時間を要します。

承認書発行

窓口で承認書を発行します。
※工事の費用は申請者の負担となります(道路法第 5 7 条)。

所轄警察署の
道路使用許可

所轄警察署で道路使用許可を申請し、許可を受けてください。

着手届の提出

施工開始前に着手届を提出してください。

しゅん工届の提出

工事完了後速やかに工事記録写真等としゅん工届を提出してください。

工事完了確認

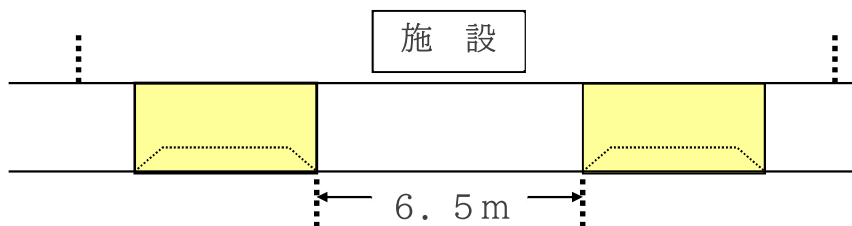
工事完了後、担当者による工事完了確認を行います。



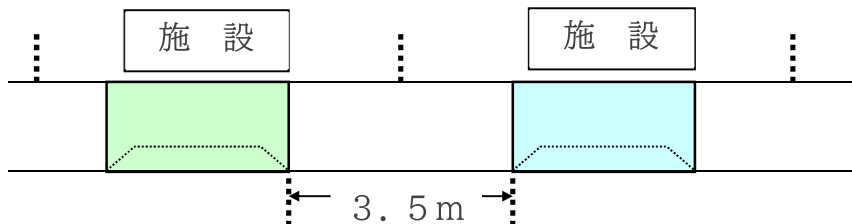
【承認基準】

道路管理及び交通安全の観点から、下記の承認基準により審査しますので、申請のすべてが承認されない場合があります。

- 1 切下げ工事の承認は、敷地内に自動車に乗入れる場合のみとなります。
- 2 切下げの延長は、車両乗入れに必要となる最小限となります。
- 3 歩道切下げの形態は、原則的に歩道と直角とします。
- 4 切下げ箇所は、原則的に施設の同一路線に1か所とします。ただし、やむをえないと認められる場合は、6.5mの離隔が確保されることを条件に2か所の承認とします。



- 5 隣接の切下げからは、原則的に3.5m以上を離すこととします。



- 6 交差点の側端または道路の曲がり角からの5m部分（総幅員7m以上の道路）及び2m部分（総幅員7m未満）には、やむをえない場合を除いて設置は認められません。
 - 7 橋りょう部分は、やむをえない場合を除いて設置は認められません。
 - 8 道路照明、標識、交通信号機等の移転を必要とする箇所は、切下げの設置は認められません。ただし、道路管理者及びその占有物件の管理者が移転を認め、移設をする場合は除きます。
 - 9 L形側溝等を施工する際は、原則として道路境界に合わせた施工となります。
- ※ 切下げ工事の承認の審査には、他にも承認基準があり、立地状況にも左右されますので、各地区の担当者に確認してください。
- ※ 道路附属物の新設・撤去・移設に関しては、道路現況が審査に影響しますので、平面図と写真をもって各地区の担当者に確認してください。

【相談・申請窓口】

芝地区総合支所まちづくり課	電話 03-3578-2032
麻布地区総合支所まちづくり課	電話 03-5114-8803
赤坂地区総合支所まちづくり課	電話 03-6812-9550
高輪地区総合支所まちづくり課	電話 03-5422-7941
芝浦港南地区総合支所まちづくり課	電話 03-6400-0032

